

伊豆の国市観光地エリア景観計画について

令和2年3月30日

観光文化部 観光課
都市整備部 都市計画課

1. 良好な地域景観の形成と観光地エリア景観計画
(静岡県資料抜粋) 2～4ページ
2. 伊豆の国市観光地エリア景観計画の策定に向けた動き 5～8ページ

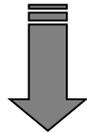
良好な地域景観の形成

地域の特性に応じてきめ細かく効果的に地域景観の形成を推進するために、重点的に景観形成を図るべきエリアにおいて、地域住民とともに目指すべき姿(景観ビジョン)や、それに向けた具体施策を示す「観光地エリア景観計画」を策定する。

本県の景観形成の流れ

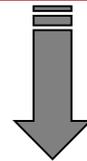
美しい静岡景観づくり宣言

〈宣言の場〉H28.3.18景観づくり推進大会
知事出席



ふじのくに景観形成計画(H29.3策定)

- 県土全域における
- ・景観形成方針
 - ・地域別の景観形成の方向性
 - ・主要方策
 - ・行動計画



地域別景観形成行動計画(7地域)

伊豆半島景観形成行動計画(策定済み)

富士山周辺景観形成保全行動計画(策定済み)

大井川流域・牧之原大茶園地域行動計画(未)

浜名湖周辺、旧東海道、駿河湾、国土軸(未)

県が方針を立てる

県土全域の景観形成方針

ふじのくに回遊式庭園



地域景観形成の仕組みづくり

1 観光地エリア景観計画作成による景観意識の向上

- ・市町の景観部署と観光部署は、観光地エリア景観計画の作成を契機に、庁内での連携強化を図る。
- ・市町がエリア景観計画を作成し、景観形成の重要性を認識することで、県は、景観行政団体でない市町の行政団体への移行並びに、法定の景観計画の策定を促していく。

2 観光地などにおいて必要とする施設整備のあり方

- ・重点的に景観形成を図るべきエリアにおいて、官民が連携して、目指すべき姿を描くことで、場当たり的な施設整備ではなく、本来必要な整備を進めることができる。

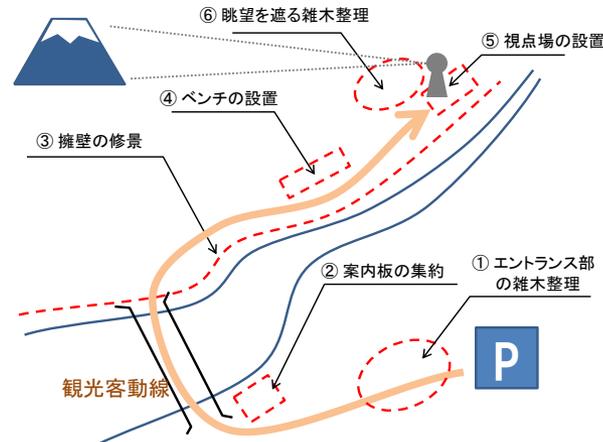
景観形成を前提とした補助金制度

上記で作成した観光地景観エリア計画に沿った観光施設整備に対して、補助金を配分する。

市町主体で、県、地域住民も参画

観光地エリア景観計画(イメージ)

(景観や観光等の庁内連携により作成)



(参考)

景観計画(重点地区含む)	観光地エリア景観計画
景観形成の目標、方針	目指すべき姿(景観ビジョン)、方向性
景観形成基準(規制誘導)	—
—	具体施策(短期・中期)、役割分担

エリアの目指すべき姿(景観ビジョン)



具体的な取組

- (例) ①開放的な玄関口を目指して、雑木を除去
②点状にしていた案内看板を集約化
③無機質なブロック塀を自然素材に更新
④憩いの場を提供するベンチの設置
⑤心地よく滞在できる視点を整備
⑥良好な眺望を確保するため雑木を除去

ふじのくに景観形成計画(抜粋)

※静岡県資料から抜粋

目指す姿の実現に向けた主要方策

「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向け、全县を挙げて取り組みます。静岡県を代表する景観の形成及び市町・県民・事業者等のモデルとなる景観の形成は、より重点的に取り組みます。



主要方策を支える10の仕組みづくり

広域景観

- ①広域景観協議会の設立・運営

高質空間

- ②公共施設のデザインチェック
③屋外広告物行政への民間活力導入

底上げ

- ④景観法の活用促進
⑤専門アドバイザーの派遣

機会活用

- ⑥県費助成等を活用した景観形成

持続性

- ⑦人材ネットワークの構築
⑧多様な活動財源の確保

マネジメント

- ⑨技術力の向上
⑩多面的モニタリングの実施



主要方策3 静岡の景観を全ての地域から底上げする

良好な景観は、豊かな自然環境、にぎわいのある都市、文化や歴史を感じる建造物等、地域の多様な要素によって形成されており、他の地域にはない個性や魅力を備えた地域が集まり、全体が調和することによって、県全体の景観がより魅力的なものへ高まっていく。

このため、地域の景観形成を担う市町との連携、多様な地域の特性に応じた景観形成の推進により、静岡の景観の底上げを図るための方策を展開する。

1 市町景観行政の積極的支援

景観行政の中心的な役割を担う基礎自治体である市町が、地域の特性に応じてきめ細かく効果的な景観施策を推進できるように支援を行う。

主な事業・取組

- 景観行政の中心的な役割を担う基礎自治体である市町が、地域の特性に応じてきめ細かく効果的な景観施策を推進していくため、市町の景観行政団体への移行及び景観計画の策定を支援する。
- 風力発電、太陽光発電等の大規模な発電設備や鉄塔等の建設に際して、景観への影響を最小限に抑えるため、開発許可制度や風致地区、景観法等の制度活用方法を示し、市町の適切な規制・誘導を支援する。
- 点的な観光施設整備から方針を転換し、地域とともに議論し導き出した景観ビジョンに基づく観光地の面的な景観形成を行っていくため、市町の観光地エリア景観計画の策定を支援する。
- 地域の良好な景観を構成する重要な公共施設を、積極的に景観重要公共施設に指定するため、公共施設管理者から景観行政団体である市町に対して、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを積極的に要請する。
具体方策④ p74
- 市町による景観計画の策定又は見直しを支援するため、景観形成の専門的な見地から助言を得られるように、景観工学や色彩、観光等の専門家を市町に派遣する。具体方策⑤ p76

観光地エリア景観計画 (景観ビジョンと具体的取組)

計画作成者：市町



6. 景観施策(案)のイメージ図



「景観計画」と「観光地エリア景観計画」の位置付け

区分	景観計画	観光地エリア景観計画
根拠法	景観法(H16施行)	非法定
実施義務	なし(任意)	なし(任意)
策定主体	景観行政団体となった市町	市町
対象エリア	景観計画区域 市町域全域を対象に 地域特性に応じて設定	任意の対象エリア 回遊性のある観光エリア、市町が重点的に景観形成を図るエリア
策定の意義	景観形成基準を設けて建築物や工作物の形態意匠等の規制誘導が可能	景観計画に基づき官民それぞれで取り組むべき具体施策を示す
手続き	<ul style="list-style-type: none"> 公聴会の開催 景観審議会の意見聴取 パブコメ、公告縦覧 	<ul style="list-style-type: none"> 箇所の選定 地域景観ミーティングの開催 景観審議会等の意見聴取

「観光地エリア景観計画」は、**非法定の本県独自の取組**であり、「**市町の各エリアが目指すべき姿(景観ビジョン)や具体的な取組を定めるもの**」

本県では「**景観計画**」と「**観光地エリア景観計画**」の両計画が互いに補完し合うことで、観光地域の景観向上に向けた相乗効果を狙っている。

- ・観光施設整備との連携
- ・従来の点的整備を見直し、面的整備を推進

5. 景観施策(案)の実施主体時期

実施主体	時期	取組み
市町	短期	方針1-① 独鈷の湯、修善寺、奥の院、桂川等の歴史や文化を感じる場づくり 取組み ●歴史・文化資源の適切な維持管理 ●湯汲み式などの伝統行事の継承とPR ●建築物などの高さを抑えるルールの策定 ●歩行空間の整備・修景 ●車両規制の検討 ●景観を阻害している違反屋外広告物の是正 ●屋外広告物のルールの検討 ●景観を阻害している廃屋、空き家の対策の検討 ●夜間景観の演出
市町	中長期	●河川護岸の修景 ●電線の地中化、電柱の移設などの検討 ●桂川における親水空間の整備向上に向けた仕組みの検討 ●休憩施設の整備・修景 ●桂川における駐留場所の整備
市町	短期	方針1-② 桂川の眺望と親水性の場づくり 取組み ●歴史・文化資源の適切な維持管理 ●湯汲み式などの伝統行事の継承とPR ●建築物などの高さを抑えるルールの策定 ●歩行空間の整備・修景 ●車両規制の検討 ●景観を阻害している違反屋外広告物の是正 ●屋外広告物のルールの検討 ●景観を阻害している廃屋、空き家の対策の検討 ●夜間景観の演出
市町	中長期	●河川護岸の修景 ●電線の地中化、電柱の移設などの検討 ●桂川における親水空間の整備向上に向けた仕組みの検討 ●休憩施設の整備・修景 ●桂川における駐留場所の整備

5. 景観施策(案)の実施主体時期

実施主体	時期	取組み
市町	短期	方針2-① 浴衣姿の観光客が修善寺の景観の一部となる場づくり 取組み ●歩行者に配慮した交通計画の検討(地区内への歩入規制) ●歩行者空間の整備・修景 ●電線の地中化、電柱の移設などの検討 ●夜間景観の演出
市町	中長期	●河川護岸の修景 ●電線の地中化、電柱の移設などの検討 ●桂川における親水空間の整備向上に向けた仕組みの検討 ●休憩施設の整備・修景 ●桂川における駐留場所の整備
市町	短期	方針2-② 非日常を楽しむことのできる場づくり 取組み ●歴史・文化資源の適切な維持管理 ●湯汲み式などの伝統行事の継承とPR ●建築物などの高さを抑えるルールの策定 ●歩行空間の整備・修景 ●車両規制の検討 ●景観を阻害している違反屋外広告物の是正 ●屋外広告物のルールの検討 ●景観を阻害している廃屋、空き家の対策の検討 ●夜間景観の演出
市町	中長期	●河川護岸の修景 ●電線の地中化、電柱の移設などの検討 ●桂川における親水空間の整備向上に向けた仕組みの検討 ●休憩施設の整備・修景 ●桂川における駐留場所の整備

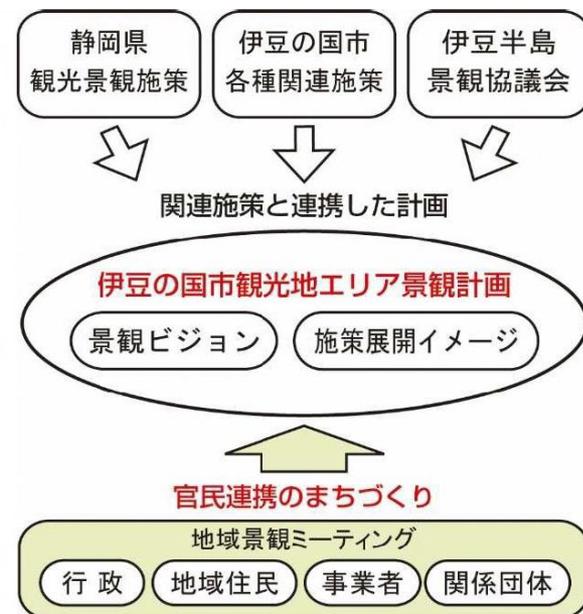
○ 伊豆の国市観光地エリア景観計画について

○ 伊豆の国市の景観の特徴

- 本市は、東に箱根の山並み、西に葛城山・城山の頂を従え、北に秀麗なる富士山を眺める位置にあり、平野部では南から北へ狩野川が流れ、これを挟んで市街地が形成されている。自然、田園、歴史、文化、街並み等、魅力ある多様な景観要素は、狩野川を大木の幹のように主軸とし、大樹が枝葉を広げるように市内全域に広がっている。
- ユネスコ世界ジオパークに登録された伊豆半島という特徴的な地形の上に、狩野川の流れが作り出した土地では、長い年月をかけて、農業をはじめとする産業や、人々の営み、歴史・文化の積み重なりを育んできた。これらにより形成されている本市固有の自然景観、歴史・文化的景観、農業景観や富士山の眺望景観等は、生活する人々に安らぎと郷土への誇りを与えるとともに、訪れる人々には大きな魅力の一つとなっている。

○ 伊豆の国市観光地エリア景観計画の考え方

- 長い年月をかけて人々により生まれ、継承されてきた本市の景観を適切に次代に引き継いでいくため、保全・継承する景観、改善・再生する景観、創造する景観を見極め、それらを計画的に結び付けることで、良好な景観を形成していくことが必要である。
- 良好な景観の形成は、市民・事業者・行政・諸団体等、本市に係わる全ての人々が、景観に関する意識を高め、景観形成の意義を理解し、それぞれの役割・責任を認識しつつ、主体的に取り組むことが重要である。
- 本計画は、良好な景観の保全と活用の考え方から、伊豆の国市らしい景観形成と観光地整備を進め、魅力的な観光地域づくりにつなげていくため、伊豆の国市景観計画(平成26年策定)と連携し、景観ビジョンと施策展開イメージを示すとともに、市民・事業者・行政等が一体となって取り組む景観形成について見える化し、共有化することを目指すものである。



○ 観光地エリア景観計画策定に向けた地域景観ミーティングの実施

○ 伊豆の国市地域景観ミーティングの実施

- 地域における景観形成上の特性や課題を認識し、地域の景観をどのように守り、また、どのように活用していくのかという両面を捉え、目指すべき姿と景観形成の方向性を検討するため、地域景観ミーティングを実施した。
- 地域景観ミーティングには、地元の住民や事業者、関連団体、景観有識者等が参加し、4エリアについて3回ずつ計12回のミーティングを実施した。

(参考) 地域景観ミーティングの実績

エリア	地域景観ミーティング実施日
歴史景観エリア	第1回：7月1日(月)、第2回：8月26日(月)、第3回：10月7日(月)
温泉景観エリア	第1回：6月24日(月)、第2回：9月6日(金)、第3回：10月21日(月)
自然景観エリア	第1回：7月12日(金)、第2回：9月13日(金)、第3回：10月17日(木)
農業景観エリア	第1回：7月25日(木)、第2回：9月25日(水)、第3回：10月25日(金)



歴史景観エリア
(第2回 8月26日実施)



温泉景観エリア
(第2回 9月6日実施)

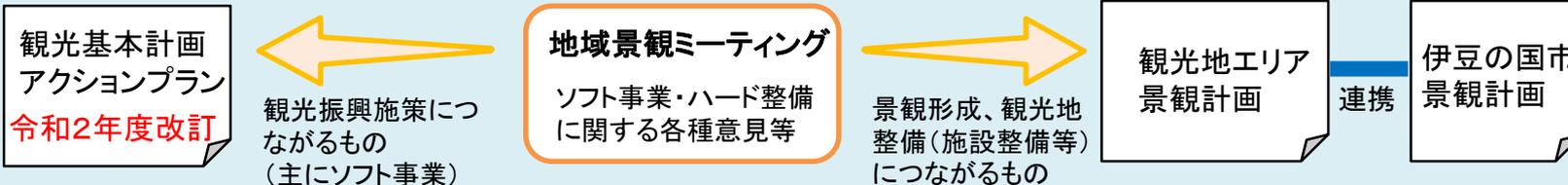


自然景観エリア
(第2回 9月13日実施)

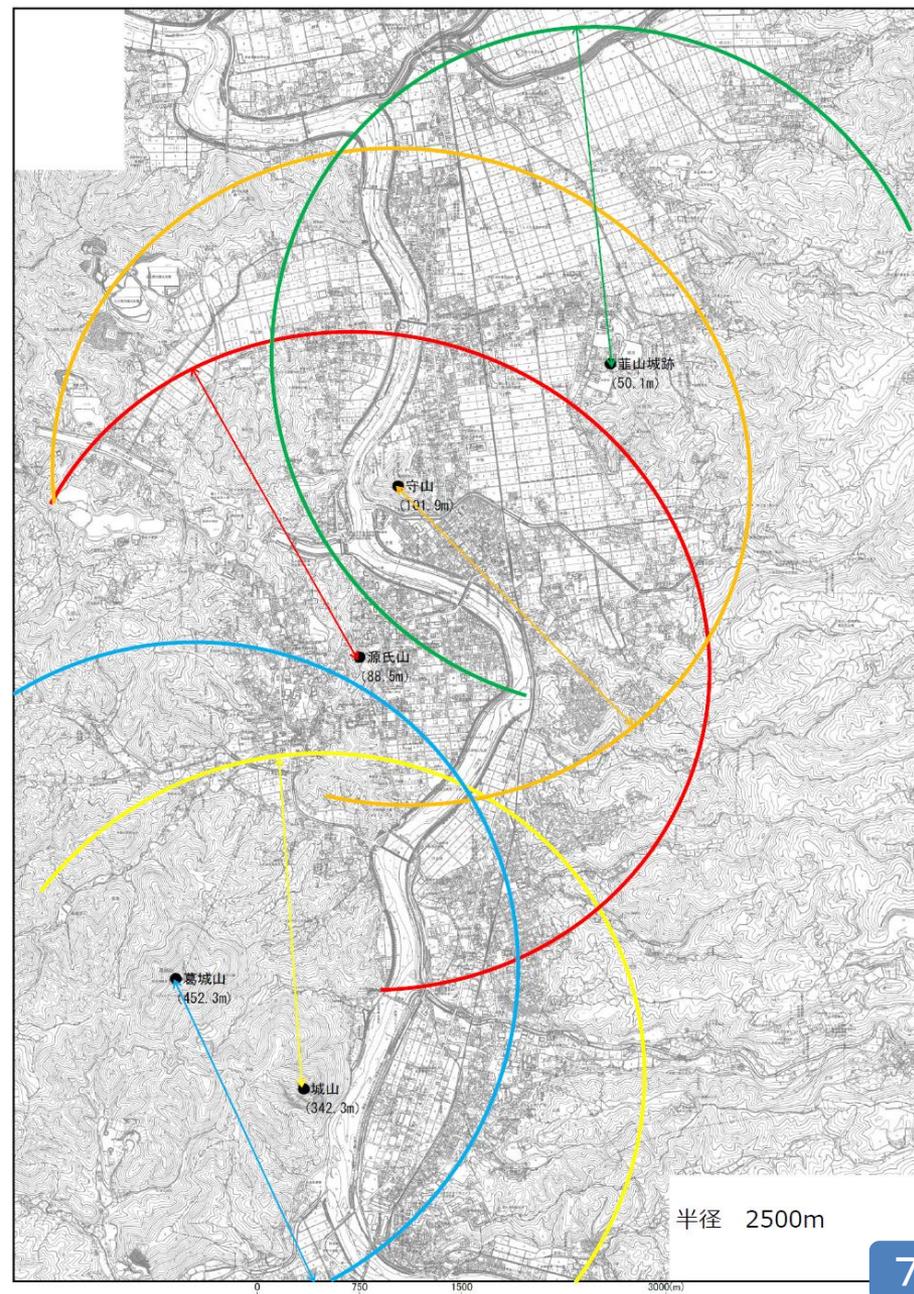
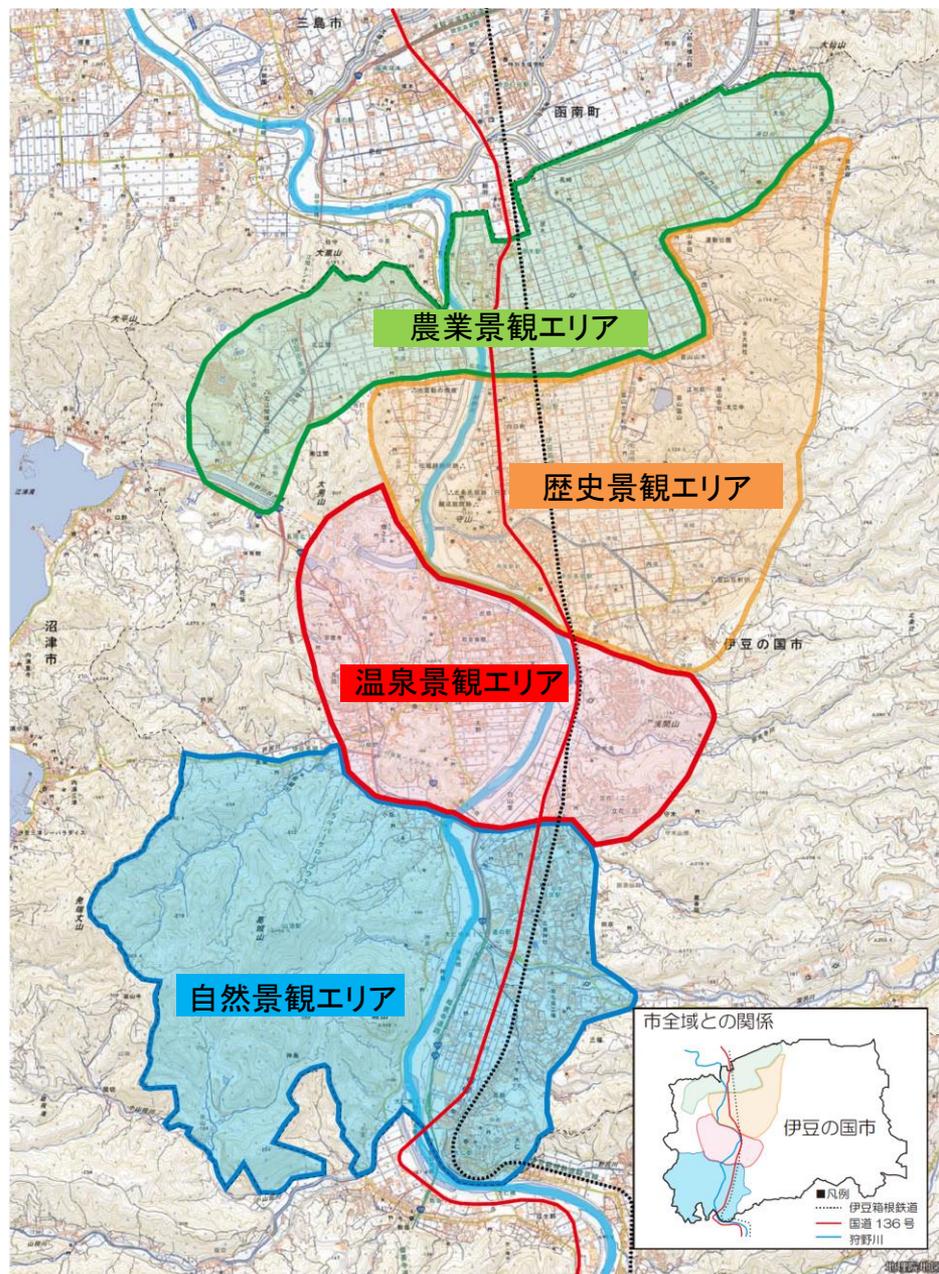


観光農業エリア
(第2回 9月25日実施)

◆ 地域景観ミーティングで出た意見等の位置づけ

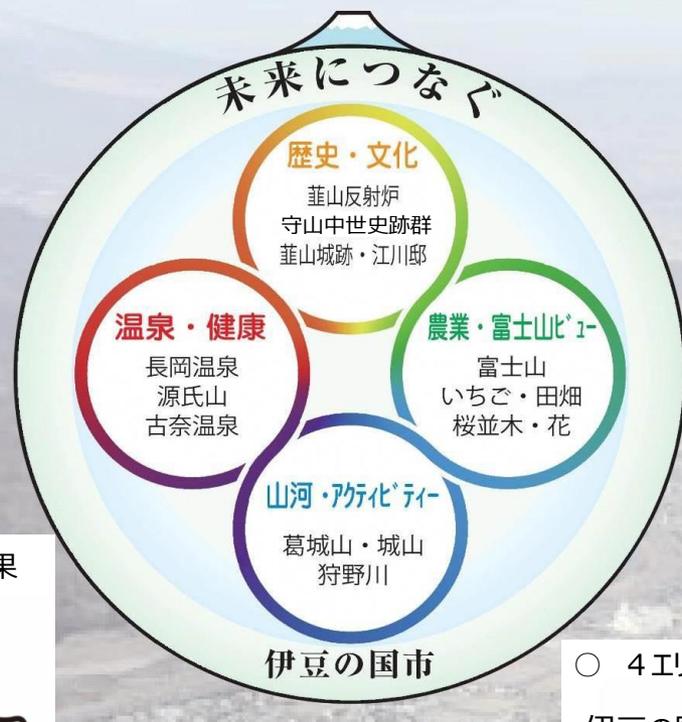


○ 伊豆の国市観光地エリア景観計画における4エリアの範囲と市内の眺望点からの視距離

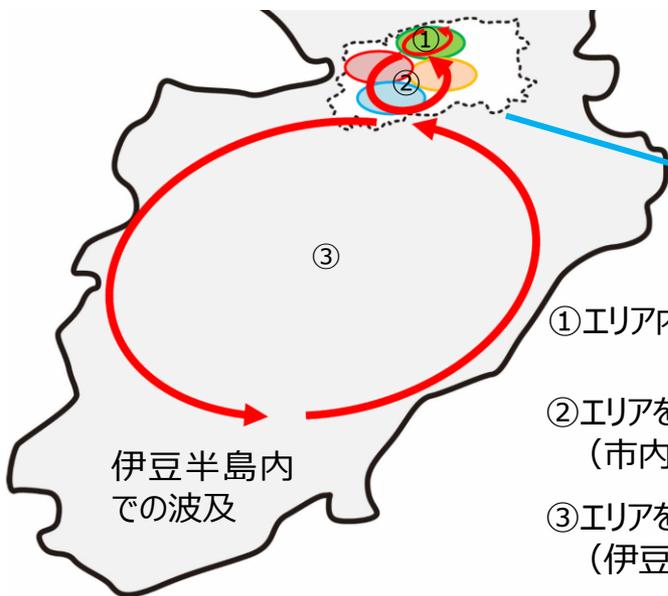


伊豆の国市観光地エリア景観計画の策定による魅力的な観光地域づくりと周遊の考え方

伊豆の国市 観光地エリア景観計画 全体コンセプト



魅力的な観光地域づくりと伊豆半島への波及効果



①エリア内での周遊

②エリアを超えた周遊
(市内)

③エリアを超えた周遊
(伊豆半島内)

4エリアの連携による市内の観光周遊の魅力促進

伊豆の国市



4エリアの特徴をつなぐ
市内周遊・滞在型観光
による地域振興をねらう